

豚の企業型について

- 企業型（豚）については、伝染病発生時でも雇用が確保されることを主旨としていることから、加入時に雇用実態があり、かつ、発生から経営再開まで一定の雇用が維持されることを加入条件としています。
- 企業型については、常時使用する従業員（生計を一にするものを除く）の数が、1人以上の事業主又は会社が加入できます。
- 企業型の加入条件に該当する場合であっても、家族型としての加入は可能です。
- 企業型互助金交付時には、雇用実態を書面により確認します。（交付時の雇用実態により、企業型の要件を満たしていないことが判明した場合には、家族型の互助金が交付されます。）
- 事業参加者は、事業実施期間において、同一年度内に1回に限り、契約区分（家族型、企業型）を変更することができます。

生産者積立金の納付

- 加入時に納付する生産者積立金の額は、契約頭数に生産者積立金の単価を乗じて求めます。
- 対象疾病が発生して基金が枯渇し、財源不足に陥った場合は、追加負担割合（（独）農畜産業振興機構理事長が別に定めます。）に基づく納付が必要となる場合があります。

契約頭数

- 互助金は、契約頭数を上限として支払われるため、事業実施期間（令和3～5年度）における契約農場ごとの見込み頭数で契約して下さい。
- 肥育豚は、常時飼養頭数（いわゆる棚卸頭数）で契約して下さい。
- 契約頭数は随時見直しを行うことができます。（ただし、契約頭数を減らしてもその分の積立金は3年間の事業終了時まで返還されません。）

加入手続き

- 加入を希望する牛・豚の生産者（以下、加入申込者）は、「家畜防疫互助金交付契約申込書及び交付契約書」を中央畜産会の事務委託先である都道府県畜産協会等に提出します。
- 都道府県畜産協会等を通じて申込を受けた中央畜産会は、交付契約を締結し、生産者積立金の支払いを請求します。
- 加入申込者は都道府県畜産協会等が指定する口座に生産者積立金を納付します。

契約の効力

- 令和3年3月31日までに事前申込書を提出した方で、以下の条件を満たした場合には契約期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までとします。
 - ①令和3年7月31日までに交付契約を締結すること。
 - ②令和3年9月30日までに①の交付契約に基づく生産者積立金を納付すること。
- 本事業の事業期間（令和3年度～令和5年度）の途中で移動制限等の解除、新規参入、農場の増設等により申込書を提出した方で、以下の条件を満たした場合には申込を受付けた日から令和6年3月31日までとします。
 - ①申込後、交付契約を締結すること。
 - ②中央畜産会の事務委託先である都道府県畜産協会等が定める日までに生産者積立金を納付すること。

1 戸当たりの積立金は？

* 酪農 自家育成経産牛 40 頭規模

区 分	単価 × 頭数	合計
乳用牛 (2 歳以上)	245 円 × 40 頭 = 9,800 円	11,510 円
乳用牛 (2 歳未満)	90 円 × 19 頭 = 1,710 円	

* 肉専用種繁殖 繁殖雌牛 20 頭規模

区 分	単価 × 頭数	合計
肉専用種繁殖雌牛 (2 歳以上)	235 円 × 20 頭 = 4,700 円	6,075 円
肉専用種	125 円 × 11 頭 = 1,375 円	

* 肉専用種肥育 肥育牛 100 頭規模

区 分	単価 × 頭数	合計
肉専用種肥育牛	125 円 × 100 頭 = 12,500 円	12,500 円

* 乳用種肥育 肥育牛 400 頭規模

区 分	単価 × 頭数	合計
交雑種肥育牛	95 円 × 120 頭 = 11,400 円	36,600 円
乳用種肥育牛	90 円 × 280 頭 = 25,200 円	

* 養豚 (家族型) 一貫 年間出荷頭数 400 頭規模

区 分	単価 × 頭数	合計
繁殖用種豚 (雄)	375 円 × 1 頭 = 375 円	32,985 円
繁殖用種豚 (雌)	375 円 × 22 頭 = 8,250 円	
肥育豚	105 円 × 232 頭 = 24,360 円	

* 養豚 (企業型) 一貫 年間出荷頭数 2,000 頭規模

区 分	単価 × 頭数	合計
繁殖用種豚 (雄)	390 円 × 5 頭 = 1,950 円	172,450 円
繁殖用種豚 (雌)	390 円 × 110 頭 = 42,900 円	
肥育豚	110 円 × 1,160 頭 = 127,600 円	

無事戻しについて

- 互助金の交付契約期間終了後、牛の互助基金の残額については加入者に返戻されます。豚の互助基金については、22年の宮崎県における口蹄疫発生時に国（（独）農畜産業振興機構）が立替えた借入金がありますので、一定額を返還した後の互助基金の残額を加入者に返戻します。

生産者積立金の納税時の取扱い

- 各都道府県畜産協会等に納付した生産者積立金は、「仮払金」として処理して下さい。
- 対象疾病の発生により、互助金交付のために生産者積立金を取り崩されたときには、取り崩された額を各都道府県畜産協会等からお知らせしますので、その金額を経費として処理してください。
- 事業終了後、積立金の残額の返戻があった場合に、その金額については収入に算入する必要はありません。

